

「元気なふるさと高岡」の創造に向けて

高岡市行財政改革推進方針

- 行財政改革アクションプラン -

平成22年3月

高岡市

目 次

はじめに	1
基本的な考え方	2
(1) 策定の理念	
(2) 行財政改革の具体的な視点	
(3) 計画期間	
(4) 推進体制及び進行管理	
(5) 緊急的・集中的な財政対策	
行財政改革の取り組み	
1 事務事業の見直し	3
(1) 事務事業の整理・合理化	
(2) 評価手法の活用	
(3) 事務効率の向上	
(4) 広域行政への対応	
2 民間活力の活用	6
(1) 民間活力の活用の推進	
(2) 公共サービスの担い手の多様化	
3 職員数及び給与の適正化	8
(1) 職員数の適正化	
(2) 給与の適正化	
4 信頼される行政の態勢	10
(1) 時代に対応した行政組織	
(2) 執行体制の改善	
(3) 市民に信頼される職員の育成	
5 健全財政の確保	12
(1) 市税等収納確保対策の強化	
(2) 市債の適正管理	
(3) 地方公営企業の経営健全化	
(4) 第三セクターの見直し	
6 公共施設の適正配置	15
(1) 公共施設の再編	
(2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分	
7 市民と共に歩む市政	17
(1) 市民協働によるまちづくりの推進	
(2) 市民との情報の共有化	
(3) 満足感のある行政サービスの提供	

○ はじめに

現在、我が国では、地方における「平成の大合併」が終結し、少子高齢化や価値観の多様化が急激に進展していく中で、地域が主体となった社会の確立が求められているところである。一方で、自立した地方政府を目指して進むべき地方自治体にとっては、都市圏・地方圏ともに人口が減少していく未曾有の時代の到来を目前に、大きな転換期を迎えている。

このような中であって、本市では、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減が依然として財政状況に影響を及ぼしており、景気低迷の長期化に伴う市税収入の減少等によって、財源の確保が一層大きな課題となっている。また、昨今の急激な社会経済情勢の変化等に応じた各種福祉施策の展開により扶助費が大きく伸びており、過去の大型事業に伴う公債費の増大と相まって、義務的経費が増加するなど財政構造の硬直化が進んでいる。

これらの状況を踏まえ、北陸新幹線の開業も見据えながら、総合計画に掲げる事業をはじめ、「元気なふるさと高岡」を創造する様々なプロジェクトを着実に実現するとともに、新たな行政課題へも即時に対応していくためには、不断の姿勢で行財政改革に取り組み、自治体としての地力を高めていくことが求められる。

本市では、平成 18 年 7 月に策定した高岡市行財政改革推進方針（集中改革プラン）に基づく様々な取り組みを着実に進め、市民ニーズに対応しながら所期の成果を収めてきたが、現下の厳しい状況に鑑み、費用対効果の視点に立ったスピード感のある行財政運営を一層進めるため、新たな行財政改革推進方針を策定することとした。

新たな行財政改革推進方針の策定にあたっては、市内の各種団体等を対象とした「行財政改革に関する市民アンケート」の結果や、高岡市行財政改革市民懇話会、市議会での議論等を十分に踏まえるとともに、広く市民からの意見を募集するなど、各界各層の方々の意見を反映させることを念頭に置きながら検討を進めてきたところである。

今般、本市における行財政改革の経過やこれまでの実績を検証し、次の時代に向けた基本的な方針から具体的な取組事項や数値目標までを体系化し、一体的に取りまとめた「高岡市行財政改革推進方針（行財政改革アクションプラン）」を策定したものである。

○ 基本的な考え方

(1) 策定の理念

市民に納得される行政サービスの提供を基本に、緊張感のある効率的・効果的な行政運営、経営の視点に立った健全な財政運営により、市民に信頼される市役所づくりを進める。

(2) 行財政改革の具体的な視点

市民ニーズ、時代の要請、費用対効果の視点に立ったスピード感のある行財政運営の実現に向け、以下のような具体的な視点をもって取り組みを進める。

- ・ 公共の担う役割、費用対効果、公平・公正などの観点からの事務事業の見直し
- ・ 職員の資質向上、効率的な組織機構、民間委託の推進等による職員数の適正化
- ・ 公共施設の統廃合、施設の民間移管等による公有財産の適正化
- ・ 積極的な情報開示、市民対話の充実等による市民に頼られる行政サービスの提供

(3) 計画期間

平成 22 年度から平成 26 年度まで（5 ヶ年）

(4) 推進体制及び進行管理

- ・ 高岡市行財政改革推進本部（庁内組織）

行財政改革の進捗状況を点検するとともに、その効果の検証等を通じた進行管理を行い、効率的な行財政運営に向けた取り組みを推進する。

- ・ 高岡市行財政改革市民懇話会（第三者機関）

市民、民間の立場から、行財政改革に関する助言を行うとともに、行財政改革の進捗状況等について報告を受け、意見を述べる。

(5) 緊急的・集中的な財政対策

本市の財政状況は、ここ数年、地方交付税の減額や景気停滞に伴う市税収入の減少等により、必要一般財源の確保が困難な状況にあり、財政調整基金等の取崩しによって収支バランスを保つ状態が続いている。加えて、百年に一度とも言われる経済危機の影響もあり、一段と厳しい状況となっている。

このような中であっても、時代の要請に応じた様々な施策を展開していくため、この推進方針に盛り込んだ事項を着実に進めていくことはもとより、特に喫緊な対応が求められる平成 24 年度までは、緊急的・集中的な財政対策を定め、市役所が一丸となって当面する収支不足を補うとともに、この間に財政状況の改善を進め、持続可能な財政構造への転換を目指す。

行財政改革の取り組み

1 事務事業の見直し

(1) 事務事業の整理・合理化

限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるよう、すべての事務事業について、不断の見直しを行う。

また、事務事業の見直しに際しては、本来目的、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性の観点などから検証を行い、選択と集中による整理・合理化を進める。

取組事項	取組内容
事務事業の整理・合理化	<p>最小の経費で最大の効果を得ることができる効果的な手法等を検討するとともに、次のような視点を持って、事務事業の見直しを果敢に行い、時代の要請にも対応した整理・合理化を進める。</p> <p>事務事業の整理（事業目的の適正化）</p> <p>事業目的を時代の要請等に照らして検証し、所期の目的を達したもののや事業目的が希薄化したもの等について、廃止・休止、縮小・簡素化を進める。</p> <p>行政の役割・公益性の検証（補助金、扶助費の適正化）</p> <p>各種助成・給付制度へのサンセット方式¹の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。</p> <p>受益と負担の検証（受益者負担の適正化）</p> <p>事業の内容や経費と使用料、手数料、負担金といった受益者負担のバランスを精査し、公平、公正な事業運営を図る。</p> <p>効果、効率性の検証（費用対効果、事業手法の検証）</p> <p>事業内容や対象者等が他の事業と重複していないか、また、国、県の制度等を活用して効率的に同等の効果を得る手法はないかなど、他の事業手法との比較検討による効率的な事業運営を図る。</p> <p>【H22～H26：前年度当初事業数の10%相当の見直し】</p>

1 サンセット方式：補助制度などに、あらかじめ期限を設け、期限が来たら自動的に廃止する仕組み。（制度を継続する場合は、その理由を改めて示す必要がある。）

(2) 評価手法の活用

総合計画をはじめ、各種計画の策定に際し、成果指標や目標数値等を設定するとともに、その達成率による進行状況、達成状況等を踏まえた自己評価に基づく事務改善や計画の見直しを行うなど、PDCA サイクル²を意識し、評価的視点に立った進行管理に努める。

また、教育委員会における「活動状況の点検・評価」³、水道局における「水道事業ガイドラインの業務指標」⁴など、行政の活動を客観的に判断するツールとして活用している評価手法について、他の行政分野へも積極的に活用する。

取組事項	取組内容
評価の視点に立った各種計画の進行管理	各種施策に関する計画の策定に当たっては、市民に分かりやすく数値化した指標や目標値の設定に努め、その達成状況等を踏まえた自己評価に基づく対応策の検討など、評価手法を活用した新たな進行管理の仕組みづくりを進める。 【H24～：評価手法に基づく総合計画第二次基本計画の進行管理】
評価手法を活用したアカウンタビリティの確保	行政運営全般について、評価の視点に立った各種計画の進行管理を旨とし、事業内容等を検証、自己評価した上で、外部の意見を聴きながら、対応策や見直し案を検討するなど、評価手法を活用したアカウンタビリティ（説明責任）の確保に努める。 【H22～H23：テーマを設定した評価の試行】

2 PDCA サイクル

計画(Plan) 実施(Do) 評価(Check) 改善(Action)のマネジメントサイクル。

3 活動状況の点検評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を行い、公表しているもの。

4 水道事業ガイドラインの業務指標

水道局の事業内容を定量化し、数値により客観的な評価・判断を行いやすくするため、日本水道協会の規格として制定された水道事業ガイドラインで示されている指標。

(3) 事務効率の向上

庁内LANをはじめ、ICT（Information and Communication Technology）を有効に活用した各種業務情報の共有化や、情報管理にも十分留意した文書管理、電子決裁など、内部業務のシステム化により、ペーパーレス化による経費の削減も意識しながら事務効率の向上に資する取り組みを進める。

取組事項	取組内容
ICTの活用	職員相互の情報共有と情報伝達の迅速化による事務の簡素・合理化を図るため、庁内LANをはじめ、ICTの有効活用に努める。 【H22：eL T A Xシステムの国税連携】 【H24：建設工事、建設コンサルタント業務の電子入札実施率 100%】
文書管理のあり方の検討	事務の効率化・高度化を目指して、新たな文書管理のあり方（公文書の電子化、電子決裁）の検討を進める。

(4) 広域行政への対応

本市を含む広範な区域において、市民生活に必要とされる安全・安心に関わる事務等の効率的な処理や、観光・経済分野での戦略的な施策展開を図るため、周辺自治体との事業連携や事務の共同処理を進める。

取組事項	取組内容
事務の共同処理の推進	市民ニーズの多様化、広域化に伴い、周辺自治体と協調することで、より合理的かつ効率的な処理が期待できる事務については、その共同処理を積極的に推進する。 【H22：消防広域化の検討】 【H24：広域ごみ処理施設の供用開始】
広域行政圏の連携強化	県西部地域や飛越能圏域における観光、経済面を中心とした交流を深めるとともに、地域の人口定住に向けて、近隣自治体と意見を交わしながら、定住自立圏 ⁵ も含めた連携施策について検討を進める。

⁵ 定住自立圏：地方都市（中心市）と周辺の市町村が役割を分担することにより、その圏域での生活に必要な機能を確保し、人口の定住を図る考え方。

2 民間活力の活用

(1) 民間活力の活用の推進

「民間にできるものは民間に」という視点に立ち、市が実施する各種業務、公の施設の整備や管理運営等のうち、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できるものについては、行政責任の確保を図りながら、業務委託、指定管理者制度⁶やPFI制度⁷を積極的に活用する。

また、民間事業者によって同種のサービスが提供されており、行政が実施主体として提供する必要性が薄れているものや、市場原理、経営努力によって効率性と柔軟なサービスの両立が期待できるものについては、住民や利用者に理解と協力を求めながら、民営化を推進する。

取組事項	取組内容
指定管理者制度の有効活用	<p>市と指定管理者が連携、協議しながら、指定管理者の自主事業の展開にも柔軟に対応するなど、利用者の目線に立ったサービスを提供することで、施設の魅力を高め、より効果的かつ効率的な施設運営を目指す。</p> <p>【H24：市営住宅への指定管理者制度の導入】</p>
民間委託の推進	<p>公権力の行使を伴わない役務の提供など、民間事業者により実施した方が効率的・効果的なものについては、積極的に民間委託を推進する。</p> <p>【H22：中学校給食調理業務の完全民間委託化】</p> <p>【H27初：ごみ定期収集委託化率 60%】</p>
民営化の推進	<p>多様化する保育ニーズに対応するため、市立保育園の民営化を計画的に進めるなど、民間資本により提供されることが適当なものについては、民間への事業譲渡を進める。</p> <p>【～H26：保育所1園の民営化】</p>

6 指定管理者制度：公共施設の管理運営を、多様なノウハウを有する民間事業者や市民団体等に委ね、効率的、効果的な施設運営を図る制度

7 PFI制度：民間資金を活用し、民間が主体となって公共施設の整備や運営を通じて提供する公共サービスを、自治体が購入する制度（Private Finance Initiative）

(2) 公共サービスの担い手の多様化

これまで市が主体となって実施してきた公共サービスが、住民団体や NPO 法人⁸等によって提供されている場合は、その担い手が市でなければならないのかという視点から再検証するとともに、公共サービスを提供する民間の自主的な活動に対する制約の緩和や支援に努め、公共サービスの担い手の多様化を進める。

取組事項	取組内容
公共サービスの多様化	地域における様々な実施主体により、地域にふさわしい多様な公共サービスが、適切な受益と負担のもとに提供されるシステムの構築を進める。 【～H26：5(NPO)法人の増】

8 NPO 法人：非営利で社会貢献活動を行う団体（NPO：NonProfit Organization）のうち、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得したものの一般的な総称。

3 職員数及び給与の適正化

(1) 職員数の適正化

少数精鋭の効率的な行政運営を目指し、市民サービスの水準の維持に配慮するとともに、多様な職員採用や人材育成と連携した人事管理等による職員の業務遂行能力の向上を図ることにより、行政組織体としての継続性を確保しながら、計画的な職員数の削減を進める。

取 組 事 項	取 組 内 容
計画的な職員数の削減	事務事業の合理化、民間活力の活用等による効率的な行政運営を進めるとともに、将来的な行政需要の動向を勘案しながら、計画的に職員数の削減を進める。 【H27 初：平成 22 年度初の職員数を基準として 120 人の削減】
多様な職員採用	行政サービスの維持、ノウハウの継承、職員の年齢構成の平準化を図るとともに、新たな分権時代の到来に対応し、特色あるまちづくりを進めるため、民間からの登用等も視野に入れながら、計画的で多様な職員採用を行う。 【H22～：専門知識・経験を有する外部人材の登用の検討】
人事評価システムの検討	個々の職員の能力、実績を的確に把握するとともに、公正かつ客観的に評価し、任用、人員配置、人事異動、処遇、人材育成に活用するため、本市に適合した実効性のある人事評価システムの検討を進める。

(2) 給与の適正化

社会情勢の変化等を踏まえつつ、国、県及び他市との均衡、民間企業や地域の水準等を勘案しながら、給与制度の運用及び給与水準の適正化に努める。

取組事項	取組内容
給与制度の適正化	人事院勧告を基本とし、常に国や他自治体との制度の均衡を図るとともに、民間企業や地域の水準等も勘案しながら、給与制度の適正化に努める。
特殊勤務手当の適正化	社会経済情勢の変化により特殊勤務手当についての考え方も変化していくことから、継続的な点検を行い、手当の廃止や単価等の見直しに努める。

4 信頼される行政の態勢

(1) 時代に対応した行政組織

時代の要請への対応といった視点から、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を展開し、円滑に遂行できる簡素、効率的でわかりやすい組織機構の構築を図る。

取 組 事 項	取 組 内 容
簡素、効率的な組織体制の構築	<p>スピード感のある施策展開を念頭に置き、意思決定や業務遂行の過程をスリム化するなど、簡素・効率的かつ合理的な組織機構の構築に努める。</p> <p>【～H23：上下水道事業の統合に向けた計画の策定】</p>

(2) 執行体制の改善

市民の立場を理解し、共に考え、親切・丁寧かつ迅速な対応を可能とするため、職員のモチベーションを高め、新たな課題等に積極的に取り組む職場風土を醸成するとともに、部局横断的に機動的かつ柔軟な執行体制を確立する。

取 組 事 項	取 組 内 容
現場主義の徹底	<p>事務事業の執行に際しては、現地に赴き市民や地域の声を聴くことを課題解決の第一歩と位置付け、市民の目線から課題の本質を見極め、共に効果的な解決策を探る「現場主義」で仕事に臨む環境を整える。</p> <p>【H22：OJT 9マニュアルの作成】</p>
チェック体制の徹底	<p>事業の信頼性、事務の正確性等を担保するため、その全体像や実施過程をトータルで把握し、多面的、段階的なチェックを可能とする執行体制を整え、スピード感のある施策展開を側面から支えるリスク管理を徹底する。</p>

9 OJT：実際の仕事を通じて行う人材育成や能力開発（On the Job Training）

(3) 市民に信頼される職員の育成

経営感覚やスピード感をもって市政の運営に臨むとともに、市民の目線で知恵を絞る頼りがいのある市役所を目指し、職員一人ひとりのスキルアップや意識改革を進める。

取組事項	取組内容
市民から信頼される職員の育成	複雑、多様化する行政課題に的確に対応できる専門性を有し、新たな課題に積極的に挑戦するとともに、担当する事務・事業や業務に関連する豊富な知識とノウハウに裏打ちされた親切で丁寧な対応と迅速な行動により、市民から信頼される職員の育成を進める。 【H22～H26：高岡市人材育成基本方針の推進】

5 健全財政の確保

(1) 市税等収納確保対策の強化

課税事務の確実性を高めるとともに、市税収納率の向上を目指し、滞納者に対する戸別訪問や納税相談、特別徴収への移行などの取り組みを進め、税負担の公平化を図る。

また、その他の収入についても受益者負担の適正化や収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努める。

取組事項	取組内容
滞納整理の徹底	職員による電話催告や休日相談窓口の開設、納税推進員や税務アドバイザーの活用など、滞納整理の徹底により、市税収納率の向上と滞納額の圧縮を図る。 【H26：市税収納率 93.5%】
個人市民税の特別徴収への移行促進	市内事業所を中心に、給与所得者の個人市民税を給与支払者である事業所が徴収（給与引き落とし）して市に納める特別徴収制度の周知徹底に努め、個人市民税の収納率の向上を図る。

(2) 市債の適正管理

義務的経費である公債費を抑制し、持続可能な財政運営に資するため、投資的
事業については、優先度、緊急度、事業効果等について点検の上、真に必要なもの
に絞り込み、事業の選択と財源配分を行うなど、新規市債の発行を極力抑制する。

取組事項	取組内容
市債残高の抑制	将来的な償還額、残高を意識した対象事業の選択と集中により、市債 発行総額をコントロールするとともに、繰上償還等の実施により、市債 残高の抑制に努める。 【H22～H26：実質公債費比率 18%未満の堅持 10】
合併特例債の有効 活用	新市建設計画全体の進捗を図るため、交付税措置のある合併特例債を 有効に活用する。

10 実質公債費比率

公営企業の公債費への一般会計繰出金等の公債費類似経費も含めた実質的な公債費によ
る財政負担の程度を示す財政指標。(18%以上で起債の発行に国の許可が必要となり、25%
以上で起債の発行に制約を受ける。)

(3) 地方公営企業の経営健全化

病院事業

市民に良質で安定的な医療を継続的に提供するため、高岡市民病院第 期中
中期経営計画(病院改革プラン)に基づき、病院経営の効率化と医療水準の向上
に努めるとともに、経営参画意識の醸成と計画の着実な実施を図ることにより、
病院経営の健全化の推進に取り組む。

また、地域医療の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等の研究・検討
を進める。

取組事項	取組内容
経営効率化への取 り組み	高岡市民病院第 期中中期経営計画(病院改革プラン)に定める具体的 な取組事項を着実に進め、平成 26 年度末までの収支均衡を目指す。 【H26：経常収支比率 100%】

水道事業

ライフラインとして、市民へ「安全で安心できる良質な水」の安定供給を行うため、基幹施設の耐震化や水道管路の更新・耐震化など、震災対策事業を計画的に推進するとともに、適切かつ効率的な事業運営の観点から、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組む。

取組事項	取組内容
高岡市水道ビジョンの見直し	高岡市水道ビジョンの策定時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、水道施設の整備更新計画、収支見込を含めた同ビジョンの見直しを実施する。 【H22～H26：高岡市水道ビジョンの見直し及び推進】

(4) 第三セクターの見直し

設立目的や役割、運営状況等に照らして存在意義を再検討し、法人の統廃合や市の関与のあり方等の見直しを進め、存続する法人に対しては、独立した法人としての経営責任を明確にした上で、一層の経営改善と効率的で健全な経営体制の確立を要請する。

また、社団法人、財団法人にあっては、新公益法人制度に対応した運営体制の確立、実施事業や経営状況等に関する情報公開を進めるよう要請する。

取組事項	取組内容
第三セクターの整理	設置目的、事業対象、事業効果、市の関与状況等について、社会経済情勢や時代の要請に照らし、存続の意義の薄れているものの廃止、機能強化や経営効率化へ向けた統合など、第三セクターの整理を進める。 【～H26：2法人の整理（統合・廃止）】

6 公共施設の適正配置

(1) 公共施設の再編

市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を十分考慮しながら、公共施設再編の検討を進める。

また、公共施設の適切な維持管理と有効活用に努めるとともに、スクラップ&ビルドの観点も取り入れながら、周辺施設や類似施設の機能統合による集約と整理を進める。

取 組 事 項	取 組 内 容
公共施設の再編	<p>同一目的で複数の施設が存在するものについては、施設整備時からの社会経済情勢や人口構成、市民ニーズといった諸状況の変化を勘案し、将来の適正配置に向けた公共施設再編の検討を進める。</p> <p>【H22～：「児童生徒のより良い学習環境の創出」の視点から学校の適正規模を検討する地区協議会の設立促進】</p> <p>【～H26：統廃合による保育所3園程度の減】</p>
地域振興機能の集約・整理	<p>公共施設の改修・再整備の検討に際しては、多目的に利活用が可能な施設への転換を進め、周辺施設に点在する地域振興機能の集約・整理を図る。</p>

(2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分

公共施設のあり方も含めた総合的な点検を行い、設置目的・用途が類似している施設や市民ニーズの低い施設については、用途変更、廃止などの見直しを行うとともに、地域性が極めて高い施設については、地元移管を含めた施設機能の整理を進める。

また、未利用となっている公有財産については売却等の処分を進め、財源の確保に努める。

取組事項	取組内容
公共施設のあり方の検討	公共施設の耐用年数、老朽化の程度等を踏まえ、設置目的、利用状況、将来の活用形態といった視点から、施設のあり方を検討し、存続、拡充、用途変更、廃止といった方向性を定めるなど、将来を見据えた適切な管理運営を進める。
公共施設の地元移管	施設の利用実態等が地区公民館的な性質のものなど、地域性が極めて高い公共施設について、地元団体や市民団体等への移管を検討する。

7 市民と共に歩む市政

(1) 市民協働によるまちづくりの推進

市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において「まちづくり」に取り組む市民協働によるまちづくりを積極的に推進するなど、市民一人ひとりが公共活動や、まちづくりに関する市民活動に参画できる仕組みづくりに努める。

取組事項	取組内容
市民の協働意識の醸成	<p>協働意識を醸成する素地を整えるため、観光、景観、防災、環境など、様々な分野で市民、地縁組織、市民活動団体等の連携や組織化を支援し、地域の活性化や市民生活上の課題の解決等に向けた活動等を活発化する環境の創出に努める。</p> <p>【H22：協働型市民活動を支援する事業を再編した新たな助成制度の創設】</p>
市民活動等のコーディネート、マッチング	<p>個々の市民や団体の活動が協働の推進に繋がるよう、様々な活動に参加する市民や団体が集うセンター機能を担う組織や人材の育成を進め、様々な市民活動のコーディネートや公共活動等とのマッチングを図る。</p> <p>【H22～：市民活動団体等のネットワーク構築に向けた支援事業の充実】</p> <p>【～H26：たかおか市民活動情報ポータルサイトの充実及び登録団体数50団体】</p>

(2) 市民との情報の共有化

市民との協働、市民の市政への参加を推進するため、市民が必要とする情報を適時・適切に提供できるよう、市民と行政の情報交換に資する環境のあり方について検討する。

また、市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、行政情報を積極的に提供することにより、透明性の高い市政の推進に努める。

取組事項	取組内容
安心な快適情報都市に向けた環境整備	電子媒体による各種情報の提供や電子申告といった電子サービスの普及を見据え、情報格差の是正を図る取り組みを進めるなど、誰もが、いつでも、どこでも、ICTの恩恵を受けられるユビキタス ¹¹ 社会の実現を進める。 【H23:新たな地域情報化基本計画の策定】
市民との直接対話機会の創出	地域や様々な分野で活動する市民団体が抱える課題について、直接対話による課題の実態把握や意見交換を行い、現場主義に基づく市民の目線に立った行政運営を進める。 【H22～：わがまちトーク、ふれあいトークの継続実施】
行政情報の積極的な提供	市政の透明性とアカウンタビリティ(説明責任)の確保を念頭に置いて市の施策全般を進めるとともに、施策に関する情報の積極的な提供を通じ、様々な視点から広く意見を求め、市民と共に知恵を出しあい、共に工夫しながら施策の選択と集中を進める。 【H22～：各種施策、計画に関する意見募集等の継続実施】

11 ユビキタス：情報通信技術を利用し、誰もがいつでも、どこでも、サービスを受けたり、情報をやり取りしたりできる状況。

(3) 満足感のある行政サービスの提供

申請・届出手続等の電子化や各個別業務システムの連携強化を進め、窓口サービスの充実を図るとともに、市のそれぞれの部署、組織、公共施設等の役割を明確化し、市民との接点である各種窓口や市民が利用する公共施設の利便性の向上に資する見直しを進める。

取組事項	取組内容
窓口の利便性の向上	<p>窓口の役割を市民にわかりやすく示し、市民への説明の齟齬や諸手続の重複を徹底的に排除するとともに、利用者の視点からも効率的と感じることができる窓口対応を推進する。</p> <p>【H22～H26：窓口サービス検討会議等による業務改善の継続実施】</p>
満足感のある市民サービスの提供	<p>市民感覚に沿ったタイミングや内容の市民サービスの提供に心がけ、職員が一丸となってスピード感をもった市政の運営に当たる市民本位の市役所を目指す。</p> <p>【H22：市民満足度を意識した窓口アンケート調査内容の見直し】</p> <p>【H22：市民満足度の向上をテーマとした職員提案の実施】</p>

取組年次等の凡例

H ～ H × × : 平成 年度から平成 × × 年度まで (毎年度)
H : 平成 年度 (時点を示す。)
H ～ : 平成 年度から (始期を示す。)
～ H × × : 平成 × × 年度まで (終期を示す。)

資料編

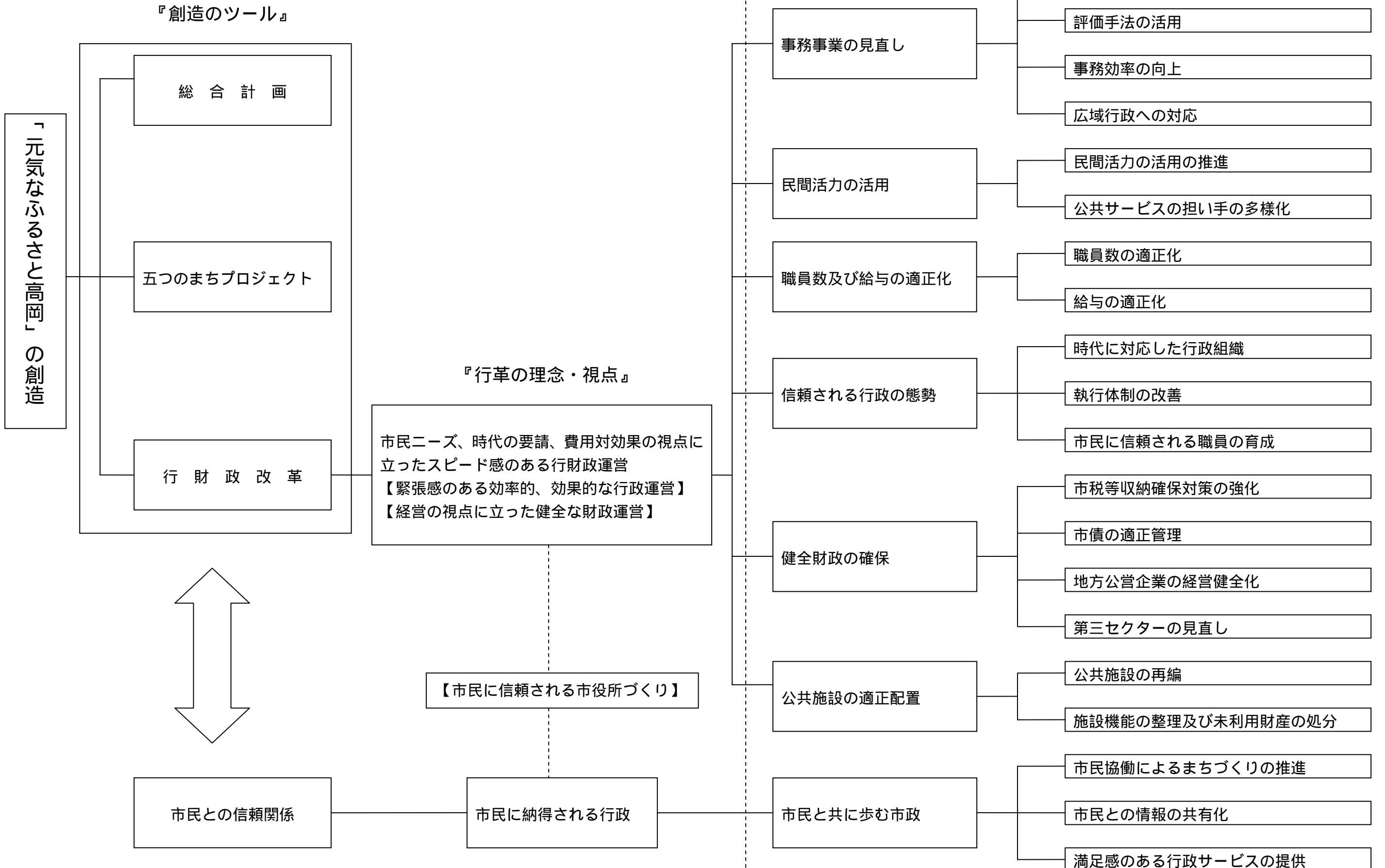
- 1 高岡市行財政改革推進方針の体系
- 2 高岡市行財政改革推進方針の構成及び内容
- 3 高岡市行財政改革推進方針の変遷
- 4 高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱
- 5 高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿
- 6 高岡市行財政改革推進本部設置要綱
- 7 緊急・集中財政対策について

高岡市行財政改革推進方針の体系

← 行財政改革の基本的な考え方

→ 行財政改革の取組項目

資料 1



高岡市行財政改革推進方針の構成及び内容

凡例 ①H〇〇～H×× :平成〇〇年から平成××年まで毎年度
 ②H〇〇 :平成〇〇年度(時点を示す。)
 ③H〇〇～ :平成〇〇年度から(始期を示す。)
 ④～H×× :平成××年度まで(終期を示す。)

資料 2

行革の柱	構成項目	大綱文	アクションプラン
1. 事務事業の見直し	(1) 事務事業の整理・合理化	限られた財源を有効に活用し、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応できるように、すべての事務事業について、不断の見直しを行う。 また、事務事業の見直しに際しては、本来目的、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平性の確保、効果や効率性の観点などから検証を行い、選択と集中による整理・合理化を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の整理・合理化 最小の経費で最大の効果を得ることができる効果的な手法等を検討するとともに、次のような視点を持って、事務事業の見直しを果敢に行い、時代の要請にも対応した整理・合理化を進める。 ① 事務事業の整理(事業目的の適正化) 事業目的を時代の要請等に照らして検証し、所期の目的を達したものと事業目的が希薄化したもの等について、廃止・休止、縮小・簡素化を進める。 ② 行政の役割・公益性の検証(補助金、扶助費の適正化) 各種助成・給付制度へのサンセット方式の導入等により、行政の責任分野、経費負担のあり方を定期的に点検し、補助金や市単独による扶助費の見直しを図る。 ③ 受益と負担の検証(受益者負担の適正化) 事業の内容や経費と使用料、手数料、負担金といった受益者負担のバランスを精査し、公平、公正な事業運営を図る。 ④ 効果、効率性の検証(費用対効果、事業手法の検証) 事業内容や対象者等が他の事業と重複していないか、また、国、県の制度等を活用して効率的に同等の効果を得る手法はないかなど、他の事業手法との比較検討による効率的な事業運営を図る。 <p>【H22～H26：前年度当初事業数の10%相当の見直し】</p>
	(2) 評価手法の活用	総合計画をはじめ、各種計画の策定に際し、成果指標や目標数値等を設定するとともに、その達成率による進行状況、達成状況等を踏まえた自己評価に基づく事務改善や計画の見直しを行うなど、PDCAサイクルを意識し、評価的視点に立った進行管理に努める。 また、教育委員会における「活動状況の点検・評価」、水道局における「水道事業ガイドラインの業務指標」など、行政の活動を客観的に判断するツールとして活用している評価手法について、他の行政分野へも積極的に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・評価の視点に立った各種計画の進行管理 各種施策に関する計画の策定に当たっては、市民に分かりやすく数値化した指標や目標値の設定に努め、その達成状況等を踏まえた自己評価に基づく対応策の検討など、評価手法を活用した新たな進行管理の仕組みづくりを進める。 <p>【H24～：評価手法に基づく総合計画第二次基本計画の進行管理】</p>
	(3) 事務効率の向上	庁内LANをはじめ、ICTを有効に活用した各種業務情報の共有化や、情報管理にも十分留意した文書管理、電子決裁など、内部業務のシステム化により、ペーパーレス化による経費の削減も意識しながら事務効率の向上に資する取り組みを進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用 職員相互の情報共有と情報伝達の迅速化による事務の簡素・合理化を図るため、庁内LANをはじめ、ICTの有効活用に努める。 <p>【H22：eL T A Xシステムの国税連携】 【H24：建設工事、建設コンサルタント業務の電子入札実施率100%】</p>
	(4) 広域行政への対応	本市を含む広範な区域において、市民生活に必要とされる安全・安心に関わる事務等の効率的な処理や、観光・経済分野での戦略的な施策展開を図るため、周辺自治体との事業連携や事務の共同処理を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・文書管理のあり方の検討 事務の効率化・高度化を目指して、新たな文書管理のあり方(公文書の電子化、電子決裁)の検討を進める。
			<ul style="list-style-type: none"> ・事務の共同処理の推進 市民ニーズの多様化、広域化に伴い、周辺自治体と協調することで、より合理的かつ効率的な処理が期待できる事務については、その共同処理を積極的に推進する。 <p>【H22：消防広域化の検討】 【H24：広域ごみ処理施設の供用開始】</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・広域行政圏の連携強化 県西部地域や飛越能圏域における観光、経済面を中心とした交流を深めるとともに、地域の人口定住に向けて、近隣自治体と意見を交わしながら、定住自立圏も含めた連携施策について検討を進める。 	

2. 民間活力の活用	(1) 民間活力の活用の推進	<p>「民間にできるものは民間に」という視点に立ち、市が実施する各種業務、公の施設の整備や管理運営等のうち、民間事業者等の資金やノウハウを活用することで、効率性と市民サービスの維持・向上の両立が期待できるものについては、行政責任の確保を図りながら、業務委託、指定管理者制度やPFI制度を積極的に活用する。</p> <p>また、民間事業者によって同種のサービスが提供されており、行政が実施主体として提供する必要性が薄れているものや、市場原理、経営努力によって効率性と柔軟なサービスの両立が期待できるものについては、住民や利用者理解と協力を求めながら、民営化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度の有効活用 市と指定管理者が連携、協議しながら、指定管理者の自主事業の展開にも柔軟に対応するなど、利用者の目線に立ったサービスを提供することで、施設の魅力を高め、より効果的かつ効率的な施設運営を目指す。 <p>【H24：市営住宅への指定管理者制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託の推進 公権力の行使を伴わない役務の提供など、民間事業者により実施した方が効率的・効果的なものについては、積極的に民間委託を推進する。 <p>【H22：中学校給食調理業務の完全民間委託化】 【H27初：ごみ定期収集委託化率60%】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営化の推進 多様化する保育ニーズに対応するため、市立保育園の民営化を計画的に進めるなど、民間資本により提供されることが適当なものについては、民間への事業譲渡を進める。 <p>【～H26：保育所1園の民営化】</p>
	(2) 公共サービスの担い手の多様化	<p>これまで市が主体となって実施してきた公共サービスが、住民団体やNPO法人等によって提供されている場合は、その担い手が市でなければならないのかという視点から再検証するとともに、公共サービスを提供する民間の自主的な活動に対する制約の緩和や支援に努め、公共サービスの担い手の多様化を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共サービスの多様化 地域における様々な実施主体により、地域にふさわしい多様な公共サービスが、適切な受益と負担のもとに提供されるシステムの構築を進める。 <p>【～H26：5(NPO)法人の増】</p>
3. 職員数及び給与の適正化	(1) 職員数の適正化	<p>少数精鋭の効率的な行政運営を目指し、市民サービスの水準の維持に配慮するとともに、多様な職員採用や人材育成と連携した人事管理等による職員の業務遂行能力の向上を図ることにより、行政組織体としての継続性を確保しながら、計画的な職員数の削減を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な職員数の削減 事務事業の合理化、民間活力の活用等による効率的な行政運営を進めるとともに、将来的な行政需要の動向を勘案しながら、計画的に職員数の削減を進める。 <p>【H27初：平成22年度初の職員数を基準として120人の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な職員採用 行政サービスの維持、ノウハウの継承、職員の年齢構成の平準化を図るとともに、新たな分権時代の到来に対応し、特色あるまちづくりを進めるため、民間からの登用等も視野に入れながら、計画的で多様な職員採用を行う。 <p>【H22～：専門知識・経験を有する外部人材の登用の検討】</p>
	(2) 給与の適正化	<p>社会情勢の変化等を踏まえつつ、国、県及び他市との均衡、民間企業や地域の水準等を勘案しながら、給与制度の運用及び給与水準の適正化に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与制度の適正化 人事院勧告を基本とし、常に国や他自治体との制度の均衡を図るとともに、民間企業や地域の水準等も勘案しながら、給与制度の適正化に努める。 <ul style="list-style-type: none"> 特殊勤務手当の適正化 社会経済情勢の変化により特殊勤務手当についての考え方も変化していくことから、継続的な点検を行い、手当の廃止や単価等の見直しに努める。

4. 信頼される行政の態勢	(1) 時代に対応した行政組織	時代の要請への対応といった視点から、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに即応した施策を展開し、円滑に遂行できる簡素、効率的でわかりやすい組織機構の構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・簡素、効率的な組織体制の構築 スピード感のある施策展開を念頭に置き、意思決定や業務遂行の過程をスリム化するなど、簡素・効率的かつ合理的な組織機構の構築に努める。 <p>【～H23：上下水道事業の統合に向けた計画の策定】</p>
	(2) 執行体制の改善	市民の立場を理解し、共に考え、親切・丁寧かつ迅速な対応を可能とするため、職員のモチベーションを高め、新たな課題等に積極的に取り組む職場風土を醸成するとともに、部局横断的に機動的かつ柔軟な執行体制を確立する。	<ul style="list-style-type: none"> ・現場主義の徹底 事務事業の執行に際しては、現地に赴き市民や地域の声を聴くことを課題解決の第一歩と位置付け、市民の目線から課題の本質を見極め、共に効果的な解決策を探る「現場主義」で仕事に臨む環境を整える。 <p>【H22：OJTマニュアルの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制の徹底 事業の信頼性、事務の正確性等を担保するため、その全体像や実施過程をトータルで把握し、多面的、段階的なチェックを可能とする執行体制を整え、スピード感のある施策展開を側面から支えるリスク管理を徹底する。
	(3) 市民に信頼される職員の育成	経営感覚やスピード感をもって市政の運営に臨むとともに、市民の目線で知恵を絞る頼りがいのある市役所を目指し、職員一人ひとりのスキルアップや意識改革を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民から信頼される職員の育成 複雑、多様化する行政課題に的確に対応できる専門性を有し、新たな課題に積極的に挑戦するとともに、担当する事務・事業や業務に関連する豊富な知識とノウハウに裏打ちされた親切で丁寧な対応と迅速な行動により、市民から信頼される職員の育成を進める。 <p>【H22～H26：高岡市人材育成基本方針の推進】</p>
5. 健全財政の確保	(1) 市税等収納確保対策の強化	課税事務の確実性を高めるとともに、市税収納率の向上を目指し、滞納者に対する戸別訪問や納税相談、特別徴収への移行などの取り組みを進め、税負担の公平化を図る。 また、その他の収入についても受益者負担の適正化や収納率の向上を図るなど、自主財源の確保に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理の徹底 職員による電話催告や休日相談窓口の開設、納税推進員や税務アドバイザーの活用など、滞納整理の徹底により、市税収納率の向上と滞納額の圧縮を図る。 <p>【H26：市税収納率93.5%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人市民税の特別徴収への移行促進 市内事業所を中心に、給与所得者の個人市民税を給与支払者である事業所が徴収（給与引き落とし）して市に納める特別徴収制度の周知徹底に努め、個人市民税の収納率の向上を図る。
	(2) 市債の適正管理	義務的経費である公債費を抑制し、持続可能な財政運営に資するため、投資的事業については、優先度、緊急度、事業効果等について点検の上、真に必要なものに絞り込み、事業の選択と財源配分を行うなど、新規市債の発行を極力抑制する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市債残高の抑制 将来的な償還額、残高を意識した対象事業の選択と集中により、市債発行総額をコントロールするとともに、繰上償還等の実施により、市債残高の抑制に努める。 <p>【H22～H26：実質公債費比率18%未満の堅持】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併特例債の有効活用 新市建設計画全体の進捗を図るため、交付税措置のある合併特例債を有効に活用する。
	(3) 地方公営企業の経営健全化	<p>病院事業</p> <p>市民に良質で安定的な医療を継続的に提供するため、高岡市民病院第Ⅲ期中期経営計画（病院改革プラン）に基づき、病院経営の効率化と医療水準の向上に努めるとともに、経営参画意識の醸成と計画の着実な実施を図ることにより、病院経営の健全化の推進に取り組む。 また、地域医療の再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等の研究・検討を進める。</p> <p>水道事業</p> <p>ライフラインとして、市民へ「安全で安心できる良質な水」の安定供給を行うため、基幹施設の耐震化や水道管路の更新・耐震化など、震災対策事業を計画的に推進するとともに、適切かつ効率的な事業運営の観点から、より一層の経営改革と経営基盤の強化に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営効率化への取り組み 高岡市民病院第Ⅲ期中期経営計画（病院改革プラン）に定める具体的な取組事項を着実に進め、平成26年度末までの収支均衡を目指す。 <p>【H26：経常収支比率100%】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高岡市水道ビジョンの見直し 高岡市水道ビジョンの策定時からの社会経済情勢の変化等を踏まえ、水道施設の整備更新計画、収支見込を含めた同ビジョンの見直しを実施する。 <p>【H22～H26：高岡市水道ビジョンの見直し及び推進】</p>
	(4) 第三セクターの見直し	<p>設立目的や役割、運営状況等に照らして存在意義を再検討し、法人の統廃合や市の関与のあり方等を見直しを進め、存続する法人に対しては、独立した法人としての経営責任を明確にした上で、一層の経営改善と効率的で健全な経営体制の確立を要請する。 また、社団法人、財団法人にあっては、新公益法人制度に対応した運営体制の確立、実施事業や経営状況等に関する情報公開を進めるよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第三セクターの整理 設置目的、事業対象、事業効果、市の関与状況等について、社会経済情勢や時代の要請に照らし、存続の意義の薄れているものの廃止、機能強化や経営効率化へ向けた統合など、第三セクターの整理を進める。 <p>【～H26：2法人の整理（統合・廃止）】</p>

6. 公共施設の適正配置	(1) 公共施設の再編	<p>市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を十分考慮しながら、公共施設再編の検討を進める。</p> <p>また、公共施設の適切な維持管理と有効活用を図るとともに、スクラップ&ビルドの観点も取り入れながら、周辺施設や類似施設の機能統合による集約と整理を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の再編 同一目的で複数の施設が存在するものについては、施設整備時からの社会経済情勢や人口構成、市民ニーズといった諸状況の変化を勘案し、将来の適正配置に向けた公共施設再編の検討を進める。 <p>【H22～：「児童生徒のより良い学習環境の創出」の視点から学校の適正規模を検討する地区協議会の設立促進】 【～H26：統廃合による保育所3園程度の減】</p>
	(2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分	<p>公共施設のあり方も含めた総合的な点検を行い、設置目的・用途が類似している施設や市民ニーズの低い施設については、用途変更、廃止などの見直しを行うとともに、地域性が極めて高い施設については、地元移管を含めた施設機能の整理を進める。</p> <p>また、未利用となっている公有財産については売却等の処分を進め、財源の確保に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設のあり方の検討 公共施設の耐用年数、老朽化の程度等を踏まえ、設置目的、利用状況、将来の活用形態といった視点から、施設のあり方を検討し、存続、拡充、用途変更、廃止といった方向性を定めるなど、将来を見据えた適切な管理運営を進める。 公共施設の地元移管 施設の利用実態等が地区公民館的な性質のものなど、地域性が極めて高い公共施設について、地元団体や市民団体等への移管を検討する。
7. 市民と共に歩む市政	(1) 市民協働によるまちづくりの推進	<p>市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれの知恵と責任において「まちづくり」に取り組む市民協働によるまちづくりを積極的に推進するなど、市民一人ひとりが公共活動やまちづくりに関する市民活動に参画できる仕組みづくりに努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民の協働意識の醸成 協働意識を醸成する素地を整えるため、観光、景観、防災、環境など、様々な分野で市民、地縁組織、市民活動団体等の連携や組織化を支援し、地域の活性化や市民生活上の課題の解決等に向けた活動等を活発化する環境の創出に努める。 <p>【H22：協働型市民活動を支援する事業を再編した新たな助成制度の創設】</p>
	(2) 市民との情報の共有化	<p>市民との協働、市民の市政への参加を推進するため、市民が必要とする情報を適時・適切に提供できるよう、市民と行政の情報交換に資する環境のあり方について検討する。</p> <p>また、市民ニーズを的確に行政運営に反映させるため、市民と直接対話する機会の充実を図るとともに、行政情報を積極的に提供することにより、透明性の高い市政の推進に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安心な快適情報都市に向けた環境整備 電子媒体による各種情報の提供や電子申告といった電子サービスの普及を見据え、情報格差の是正を図る取り組みを進めるなど、誰もが、いつでも、どこでも、ICTの恩恵を受けられるユビキタス社会の実現を進める。 <p>【H23：新たな地域情報化基本計画の策定】</p>
	(3) 満足感のある行政サービスの提供	<p>申請・届出手続等の電子化や各個別業務システムの連携強化を進め、窓口サービスの充実を図るとともに、市のそれぞれの部署、組織、公共施設等の役割を明確化し、市民との接点である各種窓口や市民が利用する公共施設の利便性の向上に資する見直しを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民との直接対話機会の創出 地域や様々な分野で活動する市民団体が抱える課題について、直接対話による課題の実態把握や意見交換を行い、現場主義に基づく市民の目線に立った行政運営を進める。 <p>【H22～：わがまちトーク、ふれあいトークの継続実施】</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 行政情報の積極的な提供 市政の透明性とアカウンタビリティの確保を念頭に置いて市の施策全般を進めるとともに、施策に関する情報の積極的な提供を通じ、様々な視点から広く意見を求め、市民と共に知恵を出しあい、共に工夫しながら施策の選択と集中を進める。 <p>【H22～：各種施策、計画に関する意見募集等の継続実施】</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 窓口の利便性の向上 窓口の役割を市民にわかりやすく示し、市民への説明の齟齬や諸手続の重複を徹底的に排除するとともに、利用者の視点からも効率的と感ずることができる窓口対応を推進する。 <p>【H22～H26：窓口サービス検討会議等による業務改善の継続実施】</p>
			<ul style="list-style-type: none"> 満足感のある市民サービスの提供 市民感覚に沿ったタイミングや内容の市民サービスの提供に心がけ、職員が一丸となってスピード感をもった市政の運営に当たる市民本位の市役所を目指す。 <p>【H22：市民満足度を意識した窓口アンケート調査内容の見直し】 【H22：市民満足度の向上をテーマとした職員提案の実施】</p>

高岡市行財政改革大綱(H元.12)	高岡市行財政改革大綱(H7.10)	高岡市行財政改革推進方針(H16.2)	高岡市行財政改革推進方針(H18.7) 〔集中改革プラン〕	高岡市行財政改革推進方針(H22.3) 〔行財政改革アクションプラン〕
1 事務事業及びその執行方法の見直し (1) 基本的な考え方 ・人員の適正配置 ・事務事業の整理合理化 ・OA化等の事務推進 ・民間活力の積極的な活用 ・公共施設の設置及び管理運営の効率化 ・今後の事務事業量の増加への対応 (2) 具体的な措置事項 (本庁・出先機関・消防・病院事業・水道事業)	1 事務事業及びその執行方法の見直し (1) 基本的な考え方 ・人員の適正配置 ・事務事業の整理合理化 ・OA化等の事務推進 ・民間活力の積極的な活用 ・公共施設の設置及び管理運営の効率化 ・今後の事務事業量の増加への対応 (2) 具体的な措置事項 (本庁・出先機関・消防・病院事業・水道事業)	1 民間活力の積極的な活用 (1) 民間委託等の推進 (2) 非常勤職員の活用 (3) PFI制度の導入 2 事務事業の早期見直し (1) 大変動時代の新情勢に対応する事務改革 (分権・合併・IT化) (2) 懸案の「事務事業の見直し」に関する内部点検・評価	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 行政評価システムの導入 2 民間活力の積極的な活用 (1) 民間委託の推進 (2) 指定管理者制度の活用 (3) 民営化の推進 (4) PFIの導入 3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 計画的な職員採用 (3) 給与の適正化 (4) 組織機構の見直し 4 人材育成の推進 5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	1 事務事業の見直し (1) 事務事業の整理・合理化 (2) 評価手法の活用 (3) 事務効率の向上 (4) 広域行政への対応 2 民間活力の活用 (1) 民間活力の活用の推進 (2) 公共サービスの担い手の多様化 3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 給与の適正化 4 信頼される行政の態勢 (1) 時代に対応した行政組織 (2) 執行体制の改善 (3) 市民に信頼される職員の育成 5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
2 組織・機構の簡素効率化 (1) 基本的な考え方 (2) 現在までの実施事項 (本庁・市民病院・本庁、出先機関の係の見直し) (3) 今後の措置事項 ・本庁及び出先機関 ・付属機関 ・公社等の外部団体	2 組織・機構の簡素効率化 (1) 基本的な考え方 (2) 現在までの実施事項 (本庁・市民病院・本庁、出先機関の係の見直し) (3) 今後の措置事項 ・本庁及び出先機関 ・付属機関 ・公社等の外部団体	3 組織機構、外郭団体の再編整備 (1) 組織機構の再編整備 (2) 外郭団体の見直し 4 職員数・人件費の見直し (1) 定数及び職員数の適正化 (2) 人件費の見直し 5 退職者増大への対応策・職員年齢構成の是正策と執務体制の充実 (1) 計画的な職員採用 (2) 職員の再任用制度の活用 (3) 中途採用の活用 (4) 人材育成の推進 (5) 市民に信頼される公務執行 6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 新たな財源確保の検討 (3) 使用料、手数料の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 補助金・扶助費の見直し (6) 経費の節減合理化 7 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民との協働の推進	3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 計画的な職員採用 (3) 給与の適正化 (4) 組織機構の見直し 4 人材育成の推進 5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	3 職員数及び給与の適正化 (1) 職員数の適正化 (2) 給与の適正化 4 信頼される行政の態勢 (1) 時代に対応した行政組織 (2) 執行体制の改善 (3) 市民に信頼される職員の育成 5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
3 職員定数の適正化 (1) 職員定数の目標 (2) 現在までの実施事項 (3) 職員数適正化の実施に当たっての留意点 ・行政サービス水準の確保 ・職員の雇用の確保 (4) 定数管理体制の確立	3 職員定数の適正化 (1) 職員定数の目標 (2) 現在までの実施事項 (3) 職員数適正化の実施に当たっての留意点 ・行政サービス水準の確保 ・職員の雇用の確保 (4) 定数管理体制の確立	4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的、公正な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修等の充実 (2) 給与の適正化	4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修と執務態勢の充実 (2) 給与の適正化	4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修等の充実 (2) 給与の適正化
4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的、公正な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修等の充実 (2) 給与の適正化	4 人事管理及び給与の適正化 (1) 人事管理の適正化 ・計画的な職員採用 ・昇任基準の適正化 ・管理者の養成 ・弾力的な人事配置 ・職員研修と執務態勢の充実 (2) 給与の適正化	5 退職者増大への対応策・職員年齢構成の是正策と執務体制の充実 (1) 計画的な職員採用 (2) 職員の再任用制度の活用 (3) 中途採用の活用 (4) 人材育成の推進 (5) 市民に信頼される公務執行 6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 新たな財源確保の検討 (3) 使用料、手数料の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 補助金・扶助費の見直し (6) 経費の節減合理化 7 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民との協働の推進	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
5 財政運営の適正化 (1) 財政運営の適正化 ・財源の確保、充実 ・基金制度の充実と活用 ・民間の資金・投資の導入 ・義務的経費、特に人件費の節減 ・補助金のあり方 ・受益と負担のあり方 (2) 病院事業の適正化 (3) 今後の財政運営	5 財政運営の適正化 (1) 財政運営の適正化 ・財源の確保、充実 ・基金制度の充実と活用 ・民間の資金・投資の導入 ・義務的経費、特に人件費の節減 ・補助金のあり方 ・受益と負担のあり方 (2) 病院事業の適正化 (3) 今後の財政運営	6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 新たな財源確保の検討 (3) 使用料、手数料の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 補助金・扶助費の見直し (6) 経費の節減合理化 7 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民との協働の推進	6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
6 広報と広聴	6 市民に開かれた計画的な行政の推進 (1) 市民への住民の積極的な参画・参加 (2) 広報・広聴活動の充実 (3) 計画的な行政の推進 ・行政運営の計画課、総合化 ・総合計画の策定、推進 ・広域行政の推進	新・福岡町行政改革大綱(H16) 1 事務事業や施設、財産の効率的かつ重点的活用 (1) 民間活力の導入 (2) 補助金の見直し (3) 施設管理運営 (4) 行政評価制度の導入 2 職員定数、人事制度、人材活用、給与制度及び組織運営 (1) 定員管理 (2) 人材育成 (3) 人事評価制度 (4) 給与制度 (5) 組織運営 (6) 情報化への対応	6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供
7 計画的な行政の推進 (1) 行財政運営の計画化 (2) 新総合計画の策定 ・新総合計画の策定 ・計画の実効性の確保 (3) 広域行政の推進	6 市民に開かれた計画的な行政の推進 (1) 市民への住民の積極的な参画・参加 (2) 広報・広聴活動の充実 (3) 計画的な行政の推進 ・行政運営の計画課、総合化 ・総合計画の策定、推進 ・広域行政の推進	新・福岡町行政改革大綱(H16) 1 事務事業や施設、財産の効率的かつ重点的活用 (1) 民間活力の導入 (2) 補助金の見直し (3) 施設管理運営 (4) 行政評価制度の導入 2 職員定数、人事制度、人材活用、給与制度及び組織運営 (1) 定員管理 (2) 人材育成 (3) 人事評価制度 (4) 給与制度 (5) 組織運営 (6) 情報化への対応	6 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 使用料、手数料の見直し (3) 補助金、扶助費の見直し (4) 市債の適正運用 (5) 公共施設の適正配置と有効利用 (6) 経費の節減合理化 (7) 企業会計手法の活用 6 地方公営企業の経営健全化 (1) 病院事業 (2) 水道事業 7 第三セクターの見直し 8 電子自治体の推進 (1) 住民の利便性の向上 (2) 業務システムの効率化 (3) 市民との情報の共有化 9 市民との協働の推進 10 透明で開かれた市政の推進 (1) 開かれた行政の推進 (2) 情報公開及び個人情報保護制度の充実 (3) 市民サービスの向上	5 健全財政の確保 (1) 市税等収納確保対策の強化 (2) 市債の適正管理 (3) 地方公営企業の経営健全化 (4) 第三セクターの見直し 6 公共施設の適正配置 (1) 公共施設の再編 (2) 施設機能の整理及び未利用財産の処分 7 市民と共に歩む市政 (1) 市民協働によるまちづくりの推進 (2) 市民との情報の共有化 (3) 満足感のある市民サービスの提供

高岡市行財政改革市民懇話会設置要綱

(設置)

第1条 新しい時代に対応した簡素で効率的な行財政運営、健全な財政運営、市民に開かれた行政をより一層推進するため、高岡市行財政改革市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、本市の行財政運営の推進のための基本的事項について審議し、意見や提言を述べることとする。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、15人以内をもって構成する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その任期満了後において、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うことができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、経営企画部都市経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が懇話会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月27日から施行する。

高岡市行財政改革市民懇話会委員名簿

(敬称略、五十音順)

	氏 名	団体・役職等
1	石 澤 宣 子	高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所教授
2	大 木 智 博	連合富山高岡地域協議会事務局次長
3	小 松 裕 子	富山大学芸術文化学部准教授
4	杉 江 幸 男	高岡市連合自治会理事
5	高 島 美 奈 子	(株)富山県人社取締役
6	高 田 正 美	高岡市農業協同組合常務理事
7	滝 沢 浩	高岡法科大学副学長
8	竹 中 伸 行	(株)竹中製作所代表取締役
9	辻 や す 子	地域女性ネット高岡会長
10	津 幡 敬 子	高岡市ボランティア連絡協議会長
11	中 村 絢 一	高岡商工会議所副会頭
12	挽 喜 一	高岡市社会福祉協議会副会長
13	福 原 真 理	学習塾経営(平成17年度 公募委員)
14	増 岡 一 郎	福岡町工場協会会長
15	屋 根 慎 二	社会福祉法人手をつなぐ高岡職員 (平成17年度 公募委員)

の委員は会長、 の委員は副会長

高岡市行財政改革推進本部設置要綱

平成17年12月13日施行

平成19年 4月 1日改正

平成21年 6月20日改正

平成21年10月 1日改正

(設置)

第1条 行財政改革の推進を図るため、高岡市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、行財政改革の推進に係る重要事項に関することとする。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 本部に補助組織として幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、代表幹事及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は林副市長を、副幹事長は高田副市長をもって充てる。

4 代表幹事は、経営企画部長及び総務部長をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 幹事長は、必要に応じて担当課長の出席を求めることができる。

7 幹事会は、本部長の指示に基づき、必要な事項を協議する。

(専門部会)

第7条 本部に専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本部に事務局を置き、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 事務局長は、経営企画部長をもって充てる。

3 事務局員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月20日から施行する。

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長 水道局長 市民病院長 経営企画部長 総務部長 産業振興部長 生活環境部長 福祉保健部長 建設部長 都市整備部長 福岡総合行政センター所長 市民病院事務局 長 会計管理者 消防長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長 議会事務局長
--

別表第2（第6条関係）

都市経営課長 財政課長 総務課長 人事課長 工業振興課長 地域安全課長 社会福祉 課長 道路建設課長 都市計画課長 地域振興課長 市民病院事務局総務課長 消防本部 総務課長 水道局総務課長 教育委員会事務局総務課長 議会事務局議事調査課長

別表第3（第8条関係）

都市経営課長 財政課長 総務課長 人事課長

平成 22 年 2 月

緊急・集中財政対策について

本市では、総合計画に基き、骨格的な社会基盤の形成や産業の活性化、安全・安心のまちづくりなど様々な施策を進めてきた。この間財政状況は、景気の停滞による市税収入の減少や三位一体改革による地方交付税の減額などで一般財源が減少してきており、各年度の収支不足額を財政調整基金等の取崩しで補うことで何とか収支のバランスを保つという状況が続いてきた。このような財政運営は限界に近づいており、加えて平成 21 年度は百年に一度とも言われる金融・経済危機の影響を受けて市税収入が大きく落ち込み、大幅な収入不足となる状況にある。これまで、高岡市行財政改革推進方針（集中改革プラン）に基づく行財政改革を進め、人件費の削減や経費の節減による財源の確保を図ってきたが、現下の経済情勢では、今後の一般財源の確保が一段と厳しい状況にある。

こうした中であっても、多様化する行政サービスの維持・充実に努めながら、北陸新幹線開業に向けて戦略的・重点的に都市基盤整備を進めるとともに、安全・安心、環境共生のまちづくりにも取り組んでいかなければならない。

このため、当面する重要課題に的確に対応しながら、特に財政状況が厳しい平成 21 年度から 24 年度までの期間に、緊急的・集中的な財政対策として、

施策・事業の厳格な選択とマイナスシーリングの徹底による事業費の抑制

事務事業の見直しの一層の徹底による経常的経費等の毎年度 3 %削減

職員数の一層の削減（勤奨制度の活用を含む。）

など、新たな高岡市行財政改革推進方針（行財政改革アクションプラン）に盛り込んだ事項について、一層の推進・加速化に努め、この間の収支不足への対応として、

臨時的な職員給料の削減措置（平成 22 年度から 3 年度間）

退職手当債の発行（平成 21 年度から 3 年度間。各年度発行見込額約 10 億円）

により、財源の確保を図りつつ、財政状況の改善を進め、持続可能な財政構造への転換を目指す。

このうち退職手当債は、団塊世代の大量退職を迎えて増高する退職手当経費の負担を平準化するため発行が認められているものであり、一時的に市債の発行で財源を確保し、後年度の行革努力により生ずる財源でこれを償還していく仕組みとなっている。なお、当然のことながら、今後の行財政改革により退職手当債の償還額を上回る財源を生み出すものである。

これらの措置については、各措置による効果や収支構造等について、できる限り定量化した見通し・目標を設定し、市民、議会、職員等の理解・協力を得ながら進めていくものとする。